第一項の表七七二の項を次のように改める。

772	削除

第一項の表七七六の項を次のように改める。

776	削除

第一項の表八一六の項を次のように改める。

816	削除

第一項の表八二二の項を次のように改める。

822	削除

第一項の表八三七の項を次のように改める。

837	削除

第一項の表八四六の項を次のように改める。

846	削除

第一項の表八五六の項及び八五七の項を次のように改める。

856	削除
857	削除

第一項の表八六八の項を次のように改める。

868	削除

第一項の表八七九の項を次のように改める。

879	削除

第一項の表八九〇の項から八九四の項までを削る。

十七　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表五六の項から五八の項までを次のように改める。

56	削除
57	削除
58	削除

第一項の表六五の項及び六六の項を次のように改める。

65	削除
66	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除

十八　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表四九の項を次のように改める。

49	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

第一項の表一〇一の項を次のように改める。

101	削除

第一項の表一一〇の項を次のように改める。

110	削除

第一項の表一四六の項を次のように改める。

146	削除

第一項の表一五七の項を次のように改める。

157	削除

第一項の表一九四の項を次のように改める。

194	削除